

5 経営第2356号
令和6年1月25日

東北農政局長 殿

農林水産事務次官

新規就農者育成総合対策実施要綱の一部改正について

新規就農者育成総合対策の実施に向けて、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

また、貴局管内県の知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

5 経営第2356号
令和6年1月25日

関東農政局長 殿

農林水産事務次官

新規就農者育成総合対策実施要綱の一部改正について

新規就農者育成総合対策の実施に向けて、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

また、貴局管内都県の知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

5 経営第2356号
令和6年1月25日

北陸農政局長 殿

農林水産事務次官

新規就農者育成総合対策実施要綱の一部改正について

新規就農者育成総合対策の実施に向けて、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

また、貴局管内県の知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

5 経営第2356号
令和6年1月25日

東海農政局長 殿

農林水産事務次官

新規就農者育成総合対策実施要綱の一部改正について

新規就農者育成総合対策の実施に向けて、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

また、貴局管内県の知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

5 経営第2356号
令和6年1月25日

近畿農政局長 殿

農林水産事務次官

新規就農者育成総合対策実施要綱の一部改正について

新規就農者育成総合対策の実施に向けて、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

また、貴局管内府県の知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

5 経営第2356号
令和6年1月25日

中国四国農政局長 殿

農林水産事務次官

新規就農者育成総合対策実施要綱の一部改正について

新規就農者育成総合対策の実施に向けて、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

また、貴局管内県の知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

5 経営第2356号
令和6年1月25日

九州農政局長 殿

農林水産事務次官

新規就農者育成総合対策実施要綱の一部改正について

新規就農者育成総合対策の実施に向けて、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

また、貴局管内県の知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

5 経営第2356号
令和6年1月25日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

農林水産事務次官

新規就農者育成総合対策実施要綱の一部改正について

新規就農者育成総合対策の実施に向けて、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

また、沖縄県の知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

5 経営第2356号
令和6年1月25日

北海道知事 殿

農林水産事務次官

新規就農者育成総合対策実施要綱の一部改正について

新規就農者育成総合対策の実施に向けて、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

以上、命により通知する。

5 経営第2356号
令和6年1月25日

一般社団法人全国農業会議所
会長 國井正幸 殿

農林水産事務次官

新規就農者育成総合対策実施要綱の一部改正について

新規就農者育成総合対策の実施に向けて、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

以上、命により通知する。